# 行政不服審査制度検討会(第12回)議事要旨

- 1 日時 平成 19年5月9日(水)16時~19時
- 2 場所 九段合同庁舎8階 第2会議室
- 3 出席者
- (参集者)小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、高橋滋先生、中川正晴先生、 水野武夫先生、山本隆司先生、和久井孝太郎先生

(座長、座長代理以外は五十音順)

## (説明者)別添の議事次第参照

(総務省)石田行政管理局長、宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

#### 4 議題

- (1)開会
- (2)農林水産省ヒアリング
- (3)経済産業省ヒアリング
- (4)会計検査院ヒアリング
- (5)日本弁護士連合会ヒアリング
- (6)閉会

### 5 会議概要

(1)農林水産省ヒアリング

農林水産省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

法定受託事務に対する国の関与については、地方分権との関係もあり、 慎重に検討する必要があるが、事実認定の争いそのものについては審査 体制のレベルの問題と整理した上で、法令解釈については法定受託事務 についての事務処理基準により所管大臣が必要な関与を行うことができ ることとしておけば十分ではないのか。

法定受託事務について大臣の責任をどのように担保するについて、再 審査請求で対応することとするのか、もう少し柔軟な仕組みとするかに ついての検討が必要ではないか。 中間取りまとめで審理の一段階化をあげていることから、法定受託事務については、審査は自治体が行い、国に対して自治体から諮問するという方法はとれないか。国レベルで審査庁や再審査庁として関与するのでなく、いわば第三者機関として判断の統一を確保するという考え方もあるのでは。

中間取りまとめの基本は、できるだけ国民に分かりやすいということであり、手続が複雑になったり段階が増えたりということは好ましくない。 裁定的関与の場合についても、処分庁がそのまま裁決庁になるというのが基本で、そこに第三者機関や審理担当官をきちんと置くということでは。

国民からすると、自分で何段階も手続を行わなければならない、訴訟前に不服申立てを行わなければならないというようなシステムは良くない。国民から一回不服申立てを行えば、あとは行政が内部的に審査して答えを出すということが、権利救済としては望ましい。裁定的関与については、知事処分の場合には知事が裁決庁となり、必要があればその過程で大臣とやり取りするということではどうか。

複雑な事案の中には、自治体の手に負えないものもあるはずであり、 法定受託事務についてある程度の客観性を担保するために、国がいわば 第三者機関として法令解釈等について意見を述べることができるとする こともあり得るのではないか。

#### (2)経済産業省ヒアリング

経済産業省からの説明後、参集者から以下の質問に対して、説明が行われた。

異議申立ての件数が少ないような状況がみられる場合にまで、異議申 立前置をとる必要はあるのか。

#### (3)会計検査院ヒアリング

会計検査院からの説明後、参集者から以下の質問に対して、説明が行われた。

行政手続法でも行政不服審査法でも適用除外となっているものについて、何らかの手続的保護を検討する必要があるのではないか。

### (4)日本弁護士連合会ヒアリング

日本弁護士連合会からの説明後、参集者から以下の質問に対して、説明が行われた。

行革の中で新たに審理機関を設けることについてどのような展望を持っているのか。また、米国の ALJ 制度では、処分庁が審判官を採用し、最終責任は行政が負うという仕組みだったはずだが、日弁連案では第三

者に委任するという形をとっており、このバランスをどのようにとるのか。

地方自治体の場合に、職員は裁判官のように争訟に関する専門的なトレーニングを受けているわけではないので、争訟の専門知識を有する者が審理を担当するということは事実上不可能である。その意味で、裁判で行われていることが行政不服審査で同じメニューでできるということは難しく、訴訟に比べてメニューが少なくなることは止むを得ないのではないか。

案にある行政審査院が不服申立ての全般に関与することとすると、裁判所とは別に行政裁判所を設けることと同じ形になるが、裁判所と別に設ける意味がどこにあるのか。これでは、行政の自己反省という制度趣旨から離れてしまうのではないか。また、地方の事務について全部を行政審査院に諮問することとすると、地方分権の趣旨にも反することになるのではないか。

不服申立対象を広く国民の権利義務にかかる行政活動としているが、 これに仮の差止めとかが出てくると、請求の趣旨の特定が難しくなると いう問題があるのではないか。

個別法で裁決権を持つところは別として、一般に第三者機関は諮問機関という考え方をとっていると思う。最終的に行政責任は誰が負うのかという問題がある。判断能力を持っている専門家を第三者機関に集中し、行政庁の方を空っぽにするという考えか、それとも、行政庁でも答申の内容を判断するために、専門性と法律家としての能力を有する者を置く必要があるのか、これについてどのように考えているか。

一元化に賛成しながら再考の申立制度を設けているが、再考の申立てに対して回答する義務はあるのか。また、原則として再考の申立てを行うことができ、請求人の選択により是正請求と再考の申立ての両方を行えることができることとすると、一元化したことにはならないのではないか。

執行停止について、訴訟と比べてはるかに柔軟にできるはずとあるが、 現行法でも裁量的に行うことができるはずであり、これをもって義務付 けすべきということにはならないのではないか。また、虐待等の児童相 談業務を考えた場合に、申立てがあると執行停止するということは本当 に良いことなのか。

(5)第13回検討会は5月10日(木)10時から12時に開催する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。